

四国中央市地域医療再生基本構想策定業務仕様書

1. 業務名

四国中央市地域医療再生基本構想策定業務

2. 業務目的

全国的に高齢化の進行等により医療需要の増大が見込まれる状況のなか、本市においては医師をはじめとした医療従事者が他地域に比べて不足しており、愛媛県内で最も医療資源が脆弱な地域となっている。このほかにも二次救急病院の市東部への偏在、小児救急や在宅医療など、安定した医療提供体制を維持するうえで多くの課題を抱えている。

このような状況において、令和10年に新中核病院が移転整備される予定であり、本市の医療提供体制に大きな影響を与えることから、これを機に課題解決のため本市が取り組むべき医療施策について検討することで、将来安心して住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木）まで

4. 対象区域

四国中央市内

5. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

本市の概要及び地域特性、地域医療に関する施策の状況など、第7次愛媛県地域保健医療計画や事務局が提供する資料等をもとに整理分析を行う。

(2) 市内の主要施設へのヒアリング

本市の医療提供体制にかかる課題を抽出するため、市内の医療機関（10施設程度）などにヒアリングを行う。

(3) 市内の医療・介護福祉施設等へのアンケート調査

市民の医療ニーズや医療制度に関する意識を把握するため、市内の医療・介護福祉施設へのアンケート調査を行う。

(4) 他市町村の事例調査

本市における医療提供体制の特徴と課題を把握するため、県内自治体のほか課題や状況が類似する他市町村（5事例）への調査を実施する。

(5) 四国中央市における政策立案とその取りまとめ

安定した医療提供体制を維持していくうえで必要となる施策や事業例について取りまとめる。

(6) 打合せ協議

着手時、中間時、成果品納入時の計3回程度実施する。

6. 成果品等の提出及び報告

本業務の成果品は以下のとおりとする。また、納品については、紙媒体のほか、電子データをCD-R等の電子媒体により納品すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 四国中央市地域医療再生基本構想
- (3) 四国中央市地域医療再生基本構想（概要版）

7. 成果品の納入場所

本業務の成果品の納入先は、四国中央市市民部医療対策課とする。

8. 再委託の禁止

受注者は、業務の処理を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りではない。

9. その他

- (1) 業務履行に際して必要となる交通費、宿泊費、通信費、消耗品、印刷費、資材、車両等その他必要となる一切の経費は、全て契約金額に含むものとする。また、Web会議を実施の場合、本市側で必要となる設備及び通信費は本市が負担するが、受注者がライセンス料等の発生するアプリケーションの利用を希望する場合は、その費用は本市分も含めて受注者が負担すること。
- (2) 本業務における成果品は、すべて市に帰属するものとし、書面による市の承認を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果品及びこれに付属する資料に関し、受注者が従前から保有する著作権は受注者に留保されるものとし、市は、本業務の目的の範囲内で自由に利用することができるものとする。
- (3) 受注者が本件業務を実施するにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法のほかこれに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は定めのない事項については市と受注者が協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。